

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：湖西市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.8%
全職員	64.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び経験年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.1%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長補佐相当職	91.1%
本庁係長相当職	93.3%

(1) 勤続年数別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.5%
31～35年	91.6%
26～30年	91.9%
21～25年	89.1%
16～20年	83.9%
11～15年	85.8%
6～10年	74.3%
1～5年	73.7%

【説明欄】

- ・男性職員の約78.8%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性職員における任期の定めがない常勤職員は約56.6%に留まっている。
- ・「勤続年数別」においては、前職歴を有する者が男性職員には多く、同じ勤続年数でも前職歴が加味された男性職員の方が、女性職員よりも給与水準が高い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。